

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成19年7月5日(2007.7.5)

【公表番号】特表2007-502910(P2007-502910A)
 【公表日】平成19年2月15日(2007.2.15)
 【年通号数】公開・登録公報2007-006
 【出願番号】特願2006-534486(P2006-534486)
 【国際特許分類】

C 1 0 L 1/08 (2006.01)
 C 1 0 G 2/00 (2006.01)
 C 1 0 J 3/00 (2006.01)
 C 1 0 G 69/02 (2006.01)

【F I】

C 1 0 L 1/08 Z B P
 C 1 0 G 2/00
 C 1 0 J 3/00 Z
 C 1 0 G 69/02

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月18日(2007.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

低温フィッシャー・トロプッシュ(LTFT)法および高温フィッシャー・トロプッシュ(HTFT)法に由来する炭化水素のブレンドを含み、前記LTFT由来の炭化水素を前記HTFT由来の炭化水素と1:20~20:1の容量比でブレンドする、圧縮点火(CI)エンジン用の炭化水素組成物であって、5 ppm未満のイオウ含有量および1質量%よりも高い芳香族含有量を有する、炭化水素組成物。

【請求項2】

LTFT:HTFT比が1:8~8:1であり、かつ、3質量%よりも高い芳香族分含有量を有する、請求項1記載の炭化水素組成物。

【請求項3】

LTFT:HTFT比が1:4~4:1である、請求項2記載の炭化水素組成物。

【請求項4】

LTFT:HTFT比が1:2~2:1であり、かつ、15 で0.78 kg/m³よりも高い密度を有する、請求項3記載の炭化水素組成物。

【請求項5】

LTFT:HTFT比が1:1である、請求項4記載の炭化水素組成物。

【請求項6】

150 よりも高いASTM D86法に従い測定したときの初留点および360 よりも低いT95を有する、請求項1~5のいずれか1項記載の炭化水素組成物。

【請求項7】

390 よりも低いASTM D86法に従い測定したときの終点を有する、請求項1~6のいずれか1項記載の炭化水素組成物。

【請求項8】

10.0g Br/100gよりも低い臭素価を有する、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項記載の炭化水素組成物。

【請求項 9】

総生成不溶物 0.7 mg/100ml 未満の酸化安定性を有する、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項記載の炭化水素組成物。

【請求項 10】

総生成不溶物 1.35 mg/100ml 未満の長期貯蔵安定性を有する、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項記載の炭化水素組成物。

【請求項 11】

1 容量% ~ 99 容量% の請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項記載の炭化水素組成物を含む、燃料組成物。

【請求項 12】

燃料組成物が CI エンジン燃料組成物である、請求項 11 記載の燃料組成物。

【請求項 13】

請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項記載の炭化水素組成物と、原油由来のディーゼル燃料、原油由来のナフサ、潤滑剤およびライトサイクルオイル(LCO)を含む群から選ばれる 1 種以上の成分とを含む、燃料組成物。

【請求項 14】

圧縮点火(CI)エンジン用の炭化水素組成物中のブレンド成分としての、高温フィッシャー・トロプッシュ(HTFT)法に由来する炭化水素組成物の使用であって、前記組成物は 1 質量% よりも高い芳香族含有量および 5 ppm 未満のイオウ含有量を有し、かつ、低温フィッシャー・トロプッシュ(LTFT)法に由来する炭化水素組成物を含み、LTFT : HTFT の容量比が 1 : 20 ~ 20 : 1 である、前記使用。

【請求項 15】

下記の工程を含む、CI エンジン用の炭化水素組成物の製造方法：

a. 1 種以上の合成ガス生成物を、固形、液体またはガス状炭素質原料油から、1 以上の合成ガス生成工程により生成させる工程；

b. 必要に応じて、2 種以上の合成ガス生成物をブレンドして合成ガス反応工程用の合成ガスブレンドを調製する工程；

c. 前記合成ガスまたは合成ガスブレンドを高温フィッシャー・トロプッシュ合成法によって処理して合成炭化水素と水を生成させる工程；

d. 前記合成ガスまたは合成ガスブレンドを低温フィッシャー・トロプッシュ合成法によって処理して合成炭化水素と水を生成させる工程；

e. 工程 c の合成炭化水素の少なくとも 1 留分を水素化転換して 150 ~ 390 の沸点範囲の 1 種以上の HTFT 法由来炭化水素を生成させる工程；

f. 工程 d の合成炭化水素の少なくとも 1 留分を水素化転換して 150 ~ 390 の沸点範囲の 1 種以上の LTFT 法由来炭化水素を生成させる工程；および、

g. 工程 e および f において生成された炭化水素をブレンドして炭化水素組成物を製造する工程。

【請求項 16】

前記 DHT ディーゼルと GTL ディーゼルを容量基準で 1 : 100 ~ 100 : 1 の比でブレンドする、請求項 15 記載の方法。

【請求項 17】

前記 DHT ディーゼルと GTL ディーゼルを容量基準で 1 : 40 ~ 40 : 1 の比でブレンドする、請求項 16 記載の方法。

【請求項 18】

前記 DHT ディーゼルと GTL ディーゼルを容量基準で 1 : 20 ~ 20 : 1 の比でブレンドする、請求項 17 記載の方法。

【請求項 19】

前記 LTFT 合成ガス反応法および HTFT 合成ガス反応法によりそれぞれ生成させた LTFT 合成

炭化水素およびHTFT合成炭化水素を、水素化転換前に、容量基準で1：100～100：1の比でブレンドする、請求項 15～18のいずれか1項記載の方法。

【請求項 20】

前記LTFT合成ガス反応法およびHTFT合成ガス反応法によりそれぞれ生成させたLTFT合成炭化水素およびHTFT合成炭化水素を、水素化転換前に、容量基準で1：40～40：1の比でブレンドする、請求項 19記載の方法。